

## ( 參考資料 1 )

## 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等 (平成24年11月6日 現在)

福島県		出荷制限	攝取制限
原乳		2市6町3村※1	—
野菜類	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)		
	結球性葉菜類 (キャベツ等)	2市6町3村※2	2市6町3村※2
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		
	カブ		—
	原木シタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村
	原木シタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町	—
	原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—
	キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市、いわき市、棚倉町
	たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村	—
	わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—
	くさてつ(ごごみ)	福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村	—
	たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村	—
	ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町	—
	こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鮫川村	—
	ぜんまい	二本松市、相馬市、いわき市、川俣町	—
	わらび	福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町	—
	ウメ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町	—
	ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町	—
	クリ	二本松市、伊達市、南相馬市、いわき市	—
	キウイフルーツ	相馬市、南相馬市	—
穀類	米 (平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
	米 (平成24年産)	※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。)、郡山市(旧富久山町の区域に限る。)	—
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の久慈川(支流を含む。)	新田川(支流を含む。)
	ウゲイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川のうち滝ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	水産物40種※4	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
肉	牛の肉※5	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、葛尾村、飯館村	6市10町4村※6
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、葛川村、北塙原村、湯川村、昭和村、楢葉岐村	—

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル内の区域及びに原町区高倉町助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区馬場字横川及び原町区大字原和田城の区域。)、川俣町(山木の区域に限る。)、楳葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル内の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル内の区域に限る。)、葛尾村、飯舘村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森木、原町区馬場字五台山、原町区馬場字篠原、原町区馬場字篠原、原町区馬場字七郎津及び原町区大原字和田城の区域に限る)、川俣町(山木屋の区域に限る)、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)、楢葉村及び飯舘村

限る)、桑折町(旧半田村及び旧薩摩村の区域に限る)、国見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る)、須賀川市(旧西袋村の区域に限る)、及び大玉村(旧玉井村の区域に限る)。)

※5 该県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請  
※6 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、猪苗代町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯舘村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等  
(平成24年11月6日 現在)

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	高木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木シイタケ(露地栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	原木ナメコ	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こいあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	せんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
水産物	わらび(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市
クロダイ		最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
スズキ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
マダラ		
イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び鈴鉢川(支流を含む。)	
ウグイ	気仙沼川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綿取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)	
牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	
シカの肉	全域	
肉	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、亘米市、栗原市、東松島市、大崎市、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	キノコ類(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
	さそてこ(ごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町
	こいあぶら	気仙沼市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町
	せんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
	ヒガングフ	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒンメ	
クロダイ		最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	スズキ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	(1尾の重量が1キログラム未満のものを除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、大倉川のうち大倉ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち東駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)、三迫川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍崎崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こいあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸大宮市
	イシガレイ	
	コモンカスペ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	シリオメル	
	スズキ	
水産物	ニベ	
	ヒラメ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ギンブナ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
	ウツギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	茶	土浦市、結城市、龍崎崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、龍崎市、潮来市、守谷市、筑西市、稻敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞市、利根町、東海村、美浦村
	その他	
栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町、那珂川町
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	高木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、塙谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、那須塩原市、那須町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塙谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	こいあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塙谷町、那須町
	さんしゅう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
水産物	せんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
	たらめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町
	わらび(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
	ウグイ(養殖を除く。)	武利川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武利川との合流点の上流(支流を含む。)ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)及び永野川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
	シカの肉	全域
	茶	鹿沼市、大田原市
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)及び烏川のうち川田橋の上流(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
	イシガレイ	
	クマの肉	全域
	茶	成田市
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	埼玉市、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、印西市、白井市、山武市
	原木シイタケ(施設栽培)	山武市
	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
	ギンブナ	千葉市及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	シカの肉	全域
	茶	成田市
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び栗島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	御殿場市、小山町

\* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月前半満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

## ( 參考資料 2 )

## 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 平成24年11月6日現在

福島県		出荷制限
原乳		<p><b>H23.3.21～: 下記の地域以外</b></p> <p>H23.3.21～4.8解除: 喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町 H23.3.21～4.16解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市（旧都路村の区域を除く。）、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉ヶ崎村、中島村、西郷村、鞍川村、福島町、矢祭町、いわき市 H23.3.21～4.21解除: 相馬市、新地町 H23.3.21～5.1解除: 南相馬市（南相馬市内うち、烏原町、大内、川子及び塙崎町を除くに限る。）、川俣町（山木屋の区域を除く。） H23.3.21～6.8解除: 田村市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.21～10.7解除: 会津若松市、桑折町、天栄町、猿ヶ崎村、只見町、北塙原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、棚倉町、玉川町、広野町、楳葉町（東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p>
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	ホウレンソウ、カキナ	<p><b>H23.3.21～: 下記の地域以外</b></p> <p>H23.3.21～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉ヶ崎村、中島村、鞍川村 H23.3.21～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、福島町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、捨枝村 H23.3.21～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.21～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川町、平田村 H23.3.21～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村 H23.3.21～11.4解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p>
結球性葉菜類(キャベツ等)	その他すべて	<p><b>H23.3.23～: 下記の地域以外</b></p> <p>H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、捨枝村 H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川町、平田村 H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉ヶ崎村、中島村、鞍川村 H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川町、平田村 H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村 H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p>
アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)		<p><b>H23.3.23～: 下記の地域以外</b></p> <p>H23.3.23～4.2解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉ヶ崎村、中島村、鞍川村 H23.3.23～5.1解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、捨枝村 H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川町、平田村 H23.3.23～6.15解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉ヶ崎村、中島村、鞍川村 H23.3.23～6.23解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p>
カブ		<p><b>H23.3.23～: 下記の地域以外</b></p> <p>H23.3.23～5.4解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川町、平田村 H23.3.23～5.18解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川町、平田村 H23.3.23～6.15解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉ヶ崎村、中島村、鞍川村 H23.3.23～6.23解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p>
野菜類	原木しいたけ(露地栽培)	<p><b>H23.4.13～: 伊達市、川内村</b></p> <p>H23.4.14.18～: 福島島</p> <p>H23.4.14.25～: 本宮市</p> <p>H23.4.13～5.16解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、新地町 H23.4.13～5.23解除: 川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p><b>H23.10.18～: 二本松市</b></p> <p>H23.7.19～: 伊達市</p> <p>H23.7.22～: 新地町</p> <p>H23.7.19～9.7解除: 本宮市</p> <p><b>H23.11.14～: 川俣町</b></p> <p><b>H23.10.31～: 相馬市、いわき市</b></p> <p>H23.9.9～: 棚倉町、古殿町（群馬根菌に属する野生キノコに限る）</p> <p>H23.9.15～: 福島市、喜多方市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、福島町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉ヶ崎村、中島村、鞍川村、玉川町、平田村</p> <p>キノコ類(野生のものに限る。)</p> <p>H23.10.19～: 喜多方市</p> <p>H24.8.15～: 昭和町</p> <p>H24.10.11～: 鏡石町</p> <p><b>H24.10.18～: 金澤坂下町、北塙原村</b></p> <p>H23.5.5～: 伊達市、相馬市、三春町</p> <p>H23.5.13～: 南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、国見町、川俣町</p> <p>H23.5.9～5.30解除: 平田村</p> <p><b>H23.5.9～6.8解除: いわき市</b></p> <p>H24.4.4～: いわき市</p> <p>たけのこ</p> <p>H23.5.9～6.21解除: 天栄村</p> <p>H23.5.13～6.21解除: 国見町</p> <p>H24.4.18～: 福島市、新地町</p> <p>H24.4.23～: 広野町</p> <p>H24.5.2～: 二本松市、大玉村</p> <p>H24.5.7～: 田村市、古殿町</p> <p>H24.5.10～: 二本松市、大玉村</p> <p>H24.6.25～: 郡山市</p> <p>わさび(畑において栽培されたものに限る。)</p> <p>H24.4.18～: 伊達市、川俣町</p> <p>H23.5.8～: 福島市、桑折町</p> <p>H24.5.1～: 福島市、喜多方市、会津美里町、棚倉町、塙町、西郷村、泉ヶ崎村、中島村、鞍川村、玉川町、平田村</p> <p>くさそてつ(ごごみ)</p> <p>H24.4.5～: いわき市、桑折町、川俣町、国見町、三春町</p> <p>こしあぶら</p> <p>H24.4.5～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、福島町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉ヶ崎村、中島村、鞍川村、玉川町、平田村</p> <p>ぜんまい</p> <p>H24.5.2～: いわき市、二本松市</p> <p>H24.5.10～: いわき市、伊達市</p> <p>H24.5.17～: 喜多方市、福島市、川俣町</p> <p>わらび</p> <p>H23.6.2～: 福島市、伊達市、桑折町</p> <p>H24.6.6～: 南相馬市</p> <p>ウメ</p> <p>H23.6.6～H24.7.1解除: 相馬市</p> <p>ユズ</p> <p>H23.8.29～: 福島市、南相馬市</p> <p>H23.10.14～: 伊達市、桑折町</p> <p>H24.1.10～: いわき市</p> <p>クリ</p> <p>H23.9.20～: 伊達市、南相馬市</p> <p>H24.9.28～: 二本松市</p> <p>キウイフルーツ</p> <p>H23.12.8～: いわき市</p> <p>福島市、南相馬市</p>

\* [ ] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年11月6日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成24年11月6日現在

青森県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～：十和田市、南上町	
		H24.10.30～：青森市	
水産物	マグロ	H24.8.27～H24.10.31解除：青森市東部尻屋燈台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町襟裳岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線上青森県岩手県界の正東の線	青森市海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限	
たけのこ	原木(栽培)	H24.5.31～：一関市、奥州市	
		H24.11.2～：一関市、風間市	
原木しあわせ(露地栽培)		H24.4.19～：鶴来高田町、佐野町	
		H24.4.20～：大槌町	
原木なめこ(露地栽培)		H24.5.5～：一関市、釜石市、奥州市、平泉町、大槌町	
		H24.5.6～：一関市、北上市、湯野市、金ヶ崎町、山田町	
野菜類		H24.5.10～：大槌町、釜石市	
		H24.10.23～：鶴来高田町	
キノコ類(野生のものに限る。)		H24.11.1～：一関市、鶴来高田市、平泉町	
		H24.10.18～：奥州市	
こしあぶら		H24.5.10～：大槌町、金ヶ崎町	
		H24.5.15～：奥州市、花巻市	
せり(野生のものに限る。)		H24.5.20～：一関市、奥州市	
		H24.5.30～：一関市、奥州市	
ぜんまい		H24.5.10～：一関市、奥州市	
		H24.5.18～：佐野町	
わいび(野生のものに限る。)		H24.5.18～：鶴来高田市	
		H24.5.20～：鶴来高田市上半宮城島両界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島島両界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
スズキ		H24.10.28～：最大高潮時海岸線上半宮城島両界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島島両界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
		H24.11.8～：最大高潮時海岸線上半宮城島両界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島島両界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
クロダイ		H24.5.2～：最大高潮時海岸線上半宮城島両界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島島両界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
		H24.5.24～：鶴来川(支流を含む。)及び砂利川(支流を含む。)	
水産物	マグロ	H24.5.1～：岩手県内の大川のうち十四田ダムの下流(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち十四田ダムの下流(支流を含む。)ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、取水ダムの上流、垂沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)	
	ウナギ	H24.5.12～：鶴来川(支流を含む。)	
牛の肉		H23.8.1～：全県	(県の定める出店・後方方にに基づき管理される牛を除く。)
		H24.5.10～：全県	
肉	カワの肉	H24.5.10～：全県	
	シジミの肉	H24.5.10～：全県	
ヤマメ(肉)		H24.5.10～：全県	
		H24.5.18～：全県	
宮城県		出荷制限	
たけのこ		H24.5.1～：石巻市、丸森町	
		H24.4.29～：栗原市	
野菜類		H24.1.18～：白石市、角田市	
		H24.3.8～：角田市	
原木しあわせ(露地栽培)		H24.4.1～：石巻市	
		H24.4.5～：村田町	
キノコ類(野生のものに限る。)		H24.4.11～：石巻市、風浪町、南三陸町	
		H24.4.12～：栗原市	
こしあぶら		H24.4.20～：大崎市	
		H24.4.25～：栗原市、東松島市	
ゼンマイ		H24.4.27～：仙台市、名取市、加美町	
		H24.5.7～：川崎町、大和町、東松島	
わいび(野生のものに限る。)		H24.5.9～：色麻町	
		H24.5.10～：七ヶ宿町	
牛の肉		H23.8.1～：全県	(県の定める出店・後方方にに基づき管理される牛を除く。)
		H24.5.10～：全県	
肉	カワの肉	H24.5.10～：全県	
	シジミの肉	H24.5.10～：全県	
ヤマメ(肉)		H24.5.10～：全県	
		H24.5.18～：全県	
山形県		出荷制限	
たけのこ		H24.5.1～：白石市、丸森町	
		H24.4.29～：栗原市	
野菜類		H24.1.18～：白石市、角田市	
		H24.3.8～：角田市	
原木しあわせ(露地栽培)		H24.4.1～：石巻市	
		H24.4.5～：村田町	
キノコ類(野生のものに限る。)		H24.4.11～：石巻市、南三陸町	
		H24.4.12～：栗原市	
くさそて(ごみ)		H24.5.2～：栗原市	
		H24.5.3～：東松島市	
こしあぶら		H24.5.7～：栗原市、南三陸町	
		H24.5.11～：栗原市、七ヶ宿町	
ゼンマイ		H24.5.11～：栗原市、丸森町	
		H24.5.17～：大崎市	
クロダイ		H24.6.28～：宮城県石巻市金華山頂上から正西の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島島両界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた直線と宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた直線と宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島島両界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた直線と宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島島両界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた直線と宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島島両界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線	
		H24.11.8～：仙台市社会福祉局所管区域外のうち宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた直線と宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島島両界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた直線と宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島島両界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた直線と宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島島両界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線	
スズキ		H24.4.12～：宮城県石巻市金華山頂上から正西の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島島両界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた直線と宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島島両界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた直線と宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島島両界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた直線と宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島島両界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線	
		H24.10.25～：喜多方市内河川(阿賀野川)の上流を除く。)	
ヒラメ		H24.5.30～：喜多方市内河川(阿賀野川)の上流を除く。)	
		H24.5.30～：引いたい町市社内半島喜多方潮干岸線	
水産物	マグロ	H24.5.2～：最大高潮時海岸線上半宮城島両界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島島両界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線	
	マグロ	H24.5.2～H24.5.30解除：マグロ(上の重さが1キログラム未満のものに限る。)	
ヒガング		H24.5.2～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島島両界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた直線と宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島島両界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた直線と宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島島両界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線	
		H24.5.3～：引いたい町市社内半島喜多方潮干岸線	
ヤマメ(養殖を除く。)		H24.4.20～：喜多方市内河川(阿賀野川)の上流を除く。)	
		H24.5.14～：喜多方市内河川(阿賀野川)の秋萩大池の上流(支流を含む。)	
イワナ(養殖を除く。)		H24.4.24～：三川川のうろこ稚ダムの上流(支流を含む。)及び喜多方(支流を含む。)及び仙川(支流を含む。)及び川原のうろこ稚ダムの上流(支流を含む。)及び川原のうろこ稚ダムの上流(支流を含む。)	
		H24.4.28～：江戸川のうろこ稚ダムの上流(支流を含む。)及び川原のうろこ稚ダムの上流(支流を含む。)及び川原のうろこ稚ダムの上流(支流を含む。)	
ウナギ		H24.4.20～：喜多方市内河川(阿賀野川)の上流を除く。)	
		H24.5.19～：喜多方市内河川(阿賀野川)の上流を除く。)	
牛の肉		H23.7.28～：全県	(県の定める出店・後方方にに基づき管理される牛を除く。)
		H23.8.21～一部解禁	
肉	カワの肉	H24.5.10～：角田市、丸森町、山元町	
	イシノヘの肉	H24.5.25～：角田市、丸森町、山元町	
クマの肉		H24.5.25～：全県	
		H24.5.26～：全県	
山形県		出荷制限	
肉	カワの肉	H24.9.10～：全県	
		H24.9.10～：全県	
茨城県		出荷制限	
豚乳		H23.2.22～H10.4.10解禁：全県	
		H23.2.21～H4.17解禁：全県、下記の地域を除く。)	
ホウレンソウ		H23.2.21～H4.17解禁：北埼玉市、城陽市、高萩市	
		H23.2.21～H4.17解禁：北埼玉市、桶川市	
カラナ		H23.2.21～H4.17解禁：全県	
		H23.2.21～H4.17解禁：全県	
バッセリ		H24.4.1～：北埼玉市、桶川市、新所市、宇都宮市、茨城町、利府町	
		H24.4.19～：ひたちなか市、鉾田市、東茨城郡、美和町、常総市	
タケノコ		H24.4.28～：北埼玉市、大崎町	
		H24.5.1～：北埼玉市、行方町、鉾田市、小美玉市	
野菜類	原木シケイ(露地栽培)	H23.1.10～：北埼玉市、行方町、鉾田市、小美玉市	
		H24.4.4～：北埼玉市、行方町、守谷市、つくばみらい市	
原木シケイ(施設栽培)		H23.1.10～：北埼玉市、鉾田市	
		H24.4.4～：北埼玉市、行方町、守谷市、つくばみらい市	
こしあぶら		H24.5.2～：日高市、猪苗代宮(野生のものに限る。)	
		H24.5.10～：栗原市(野生のものに限る。)	
イガーレイ		H24.7.5～：最大高潮時海岸線上半宮城島両界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島島両界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
		H24.4.17～：最大高潮時海岸線上半宮城島両界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島島両界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
スズキ		H24.4.17～：最大高潮時海岸線上半宮城島両界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島島両界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
		H24.4.19～：最大高潮時海岸線上半宮城島両界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島島両界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
シメバル		H24.4.19～：最大高潮時海岸線上半宮城島両界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島島両界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
		H24.4.22～：最大高潮時海岸線上半宮城島両界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島島両界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
二べ		H24.4.20～：最大高潮時海岸線上半宮城島両界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島島両界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
		H24.4.17～：最大高潮時海岸線上半宮城島両界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島島両界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ヒラメ		H24.4.17～H24.4.30解除：北埼玉36度35分のうち我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上半宮城島両界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
		H24.4.22～H24.4.30解除：吉井川(支流を除く。)	
水産物	コンカスペ	H24.6.1～：最大高潮時海岸線上半宮城島両界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上半宮城島両界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	H24.4.17～：喜多方、北浦及び伊吹浦漁港及びこれらの中海に流入する河川及び喜多方漁港(支流を除く。)	
ギンブナ		H24.4.20～：喜多方、北浦及び伊吹浦漁港及びこれらの中海に流入する河川及び喜多方漁港(支流を除く。)	
		H24.4.23～：喜多方、北浦及び伊吹浦漁港及びこれらの中海に流入する河川及び喜多方漁港(支流を除く。)	
ウナギ		H24.5.1～：喜多方、北浦及び伊吹浦漁港及びこれらの中海に流入する河川及び喜多方漁港(支流を除く。)	
		H24.5.2～：喜多方、北浦及び伊吹浦漁港及びこれらの中海に流入する河川及び喜多方漁港(支流を除く。)	
肉	イシノヘの肉	H24.5.19～：喜多方、北浦及び伊吹浦漁港及びこれらの中海に流入する河川及び喜多方漁港(支流を除く。)	
		H24.5.22～：喜多方、北浦及び伊吹浦漁港及びこれらの中海に流入する河川及び喜多方漁港(支流を除く。)	
茶		出荷制限	
茶		H23.8.2～H24.10解禁：以下の地域以外。	
		H23.8.2～H24.10解禁：吉井川、栗原市、栗原郡、泉ヶ丘町、境町	
茶		H23.6.2～H24.4.9解禁：大字前川	
		H23.6.2～H24.5.30解除：常陸太田市、常陸大宮市	
茶		H23.6.2～H24.4.5解禁：鋸町市	
		H23.6.2～H24.7.24解禁：水郷市	
茶		H23.6.2～H24.8.20解禁：常陸市	
		H23.6.2～H24.9.12解禁：日高市	
茶		H23.6.2～H24.10.5解禁：茨城県	
		H23.6.2～H24.10.11解禁：茨城県	

\* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の実績:平成24年11月6日現在

栃木県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.21解除: 那須塩原市、塙谷町 H23.3.21～4.27解除: 全域	
カキナ	H23.3.21～4.14解除: 全域	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.6.2～：日光市、真岡市、那須塩原市、荒子町、那珂川町 H24.6.7～：那須市 H24.6.9～：矢板市 H24.6.9～：大田原市 H24.6.10～：塙谷町 H24.6.12～：那須烏山市	
タケノコ	H24.6.1～：那須塩原市、那須町 H24.6.7～：日光市、大田原市 H24.6.13～：矢板市	
原木シイタケ(露地栽培)	H24.2.15～：那須塩原市、矢板市 H24.4.10～：宇都宮市、さくら市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11～：大田原市、日光市、荒子町 H24.4.12～：足利市、那須町、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H24.4.13～：木崎市、壬生町	
原木シイタケ(施設栽培)	H24.2.15～：那須塩原市、矢板市 H24.4.10～：芳賀町、那須町 H24.5.29～：さくら市	
野菜類	H24.6.4～：那須塩原市、矢板市 H24.6.8～：大田原市	
原木クリタケ(露地栽培)	H23.11.7～：那須市、矢板市 H23.11.8～：大田原市、那須塩原市 H23.11.14～：足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町 H24.11.5～：牛久市	
原木ナメコ(露地栽培)	H24.11.6～：塙谷町	
(ささてつ(こ)ごみ)(野生のものに限る。)	H24.5.1～：大田原市、那須町 H24.5.2～：那須塩原市	
こしあぶら(野生のものに限る。)	H24.5.1～：大田原市、那須町、茂木町(野生のものに限る。) H24.5.7～：芳賀町、那須烏山市、塙谷町(野生のものに限る。) H24.5.15～：さくら市(野生のものに限る。)	
さんしょう(野生のものに限る。)	H24.5.1～：牛久市、日光市 H24.5.14～：那須塩原市	
せんまい(野生のものに限る。)	H24.5.7～：日光市、那須町(野生のものに限る。)	
たのめ(野生のものに限る。)	H24.5.1～：那須町	
わらび(野生のものに限る。)	H24.5.2～：大田原市、那須市 H24.9.14～：那須塩原市、那須町	
クリ	H24.6.18～：大田原市	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。) イワナ(養殖を除く。) ウグイ(養殖を除く。)	H24.6.10～：那須川(支流を含む)。ただし、庚申川との合流点から下流的部分に限る。 H24.9.10～：牛久市(支流を含む)。 H24.4.20～：那須川(支流を含む)。ただし、足利市足尾町内の那須川のうち高萩川との合流点の上流(支流を含む)。ただし、猪原ダムの上流及びその支流を除く。 H24.5.7～H24.5.29解禁: 那須川(支流を含む)。 H24.5.30～H24.5.29解禁: 那須川(支流を含む)。
牛の肉	H23.3.2～：金城	
肉	イシシの肉	H23.12.5～：那須町(第2の定める出荷：検査方針に基づき管理されるイシシの肉を除く。)
	シカの肉	H23.12.2～：金城
その他	茶	H23.6.2～：鹿沼市、大田原市 H23.7.8～H24.6.1解除: 茶都市
群馬県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除: 全域	
カキナ	H23.3.21～4.8解除: 全域	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.25～：那須市、東吾妻町、塙谷村 H24.6.10～：高山村 H24.6.16～：安中市	
水生植物	ヤマノイモ(養殖を除く。) イワナ(養殖を除く。) クマノミ(養殖を除く。)	H24.4.10～：那須川(支流を含む)から高萩電力株式会社久慈原所那須川取水施設までの区間(支流を含む。)、那須川(支流を含む。)、小川町(支流を含む。)及び木川(支流を含む。) H24.6.8～：那須川(支流を含む)から高萩電力株式会社久慈原所那須川取水施設までの区間(支流を含む。)、那須川(支流を含む。)及び烏川のうち川田橋の上流(支流を含む。) H24.6.10～：人見川(支流を含む)。ただし、荒川及びその支流を除く。 H24.5.30～H24.5.29解禁: 那須川(支流を含む)。
肉	イシシの肉	H23.12.2～：金城
その他	茶	H23.6.30～H24.5.28解除: 桐生市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.1.16～：鶴ヶ島市、幸手町 H24.1.20～：上野がわ町
千葉県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除: 船橋市、香取市、多古町	
シンジギク、チングンサイ、サンチュ	H23.4.4～4.22解除: 船橋市	
バセリ	H23.4.4～4.22解除: 船橋市	
セリリー	H24.4.5～：市原市、木更津市 H24.4.8～：我孫子市、茅ヶ崎市	
タケノコ	H24.4.11～：柏市、白井市、八千代市 H24.4.12～：船橋市 H24.4.19～：芝山町	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H23.1.11～：我孫子市、君津市 H23.1.18～：君津市
原木シイタケ(露地栽培)	H24.2.23～：印西市 H24.4.10～：白井市 H24.4.18～：君津市、八千代市 H24.5.8～：山武市	
水生植物	ギンブナ	H24.7.19～：手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
肉	イシシの肉	H24.11.5～：金城
その他	茶	H23.6.2～：成田市 H23.6.2～9.7解除: 大網白里町 H23.7.4～H24.5.21解除: 勝浦市 H23.6.2～H24.5.25解除: 八街市 H23.6.2～H24.5.28解除: 野田市、富里市、山武市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.6.2～29解禁: 南足柄市 H23.6.23～9.12解禁: 犬山町、山北町 H23.6.2～10.14解除: 犬山町、清川町 H23.6.23～10.26解禁: 相模原市 H23.6.27～10.26解除: 中井町 H23.6.2～11.1解除: 小田原市 H23.6.2～11.10解除: 真庭町 H23.6.2～H24.10.19解除: 清瀬市
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.11.5～：金城(佐渡市及び栗原市を除く。)
山梨県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26～：富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.6.20～：豊根沢町、御代田町 H24.10.1～：小諸市、南牧村 H24.10.11～：佐久市
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～：御殿場市、小山町

※ ■の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:平成24年11月6日現在

福島県		摂取制限
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)		<b>H23.3.23～下記の地域以外</b>
		H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村
		H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
結球性葉菜類(キャベツ等)		<b>H23.3.23～下記の地域以外</b>
		H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
		H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		<b>H23.3.23～下記の地域以外</b>
野菜		H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
		H23.3.23～5.4解除: いわき市
		H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町
		H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村
		H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		<b>H23.4.13～：飯館村</b>
キノコ類(野生のものに限る。)		<b>H23.9.6～：棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)</b>
		<b>H23.9.15～：いわき市、棚倉町</b>
		<b>H23.9.20～：南相馬市</b>
水産物	イカナゴの稚魚	H23.4.20～ 全域 H24.6.22解除:
	ヤマメ(養殖を除く。)	<b>H24.3.29～：新田川(支流を含む。)</b>
肉	イノシシの肉	H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、横葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村
		<b>H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村</b>

※ [ ] の箇所は摂取制限の対象